

令和5年第1回

福岡地区水道企業団議会議録  
(定例会)

令和5年 2月6日(開会)  
2月7日(閉会)



# 令和5年第1回定例会目次

2月6日（月曜日）第1日

	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員（14名）	1
欠席議員（1名）	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会（午後2時30分）	
○仮議席の指定	2
○会議録署名議員の指名	2
○新任議員の報告	2
○就任挨拶	2
阿部 真之助	
○諸般の報告	3
休憩（午後2時31分）	3
開議（午後2時49分）	3
○議席の決定の件	3
○会期決定の件	3
○議案第1号ないし議案第5号	
挨拶	3
企業長（中村 貴久）	
提案理由の説明	5
副企業長（藤田 英隆）	
質疑及び答弁	
7番（堀内 徹夫）	7
総務部長（今村 寛）	10
施設部長（佐藤 浩）	11
7番（堀内 徹夫）	12
総務部長（今村 寛）	16
施設部長（佐藤 浩）	17
7番（堀内 徹夫）	18
副企業長（藤田 英隆）	20
条例予算特別委員会の設置・付託	21
散会（午後3時43分）	21

# 令和5年第1回定例会目次

2月7日（火曜日）第2日

	ページ
議事日程	2 2
本日の会議に付した事件	2 2
出席議員（14名）	2 2
欠席議員（1名）	2 2
説明のため出席した者	2 3
職務のため出席した事務局職員	2 3
開議（午後0時15分）	
○議案第1号ないし議案第5号	
委員長報告	2 3
条例予算特別委員会委員長（堀内 徹夫）	
採決	2 4
○議員提出議案第1号	
採決	2 5
○挨拶	
企業長（中村 貴久）	2 5
議長（高木 勝利）	2 6
閉会（午後0時26分）	2 6
委員会審査報告書	2 7

( 第 1 日 )

令和 5 年 2 月 6 日 ( 月 )

令和 5 年 第 1 回 福岡 地区 水道 企業 団 議会 定 例会

議 事 日 程 ( 第 1 号 )

2 月 6 日 午後 2 時 3 0 分 開 議

第 1 議 席 の 決 定 の 件

第 2 会 期 決 定 の 件

第 3 議 案 第 1 号 令 和 4 年 度 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 補 正 予 算 案  
( 第 2 号 )

第 4 議 案 第 2 号 令 和 5 年 度 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 水 道 用 水 供 給 事 業 会 計 予 算 案

第 5 議 案 第 3 号 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 個 人 情 報 の 保 護 に 関 す る 法 律 施 行 条 例 案

第 6 議 案 第 4 号 地 方 公 務 員 法 等 の 一 部 改 正 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に 関 す る 条 例 案

第 7 議 案 第 5 号 福 岡 地 区 水 道 企 業 団 行 政 不 服 審 査 法 施 行 条 例 の 専 決 処 分 に つ い て

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 1 日 程 第 1
- 2 日 程 第 2
- 3 日 程 第 3 不 い し 日 程 第 7

出 席 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	平	畑	雅	博
2 番	今	林	ひ	であき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	阿	部	真	之助
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	頭	憲
9 番	森		あ	やこ
1 0 番	高	原	良	視
1 1 番	金	堂	清	之
1 2 番	結	城	弘	明
1 3 番	阿	部	寛	治
1 5 番	堀	田		勉

---

欠 席 議 員 ( 1 名 )

1 4 番 神 谷 建 一

---

説明のため出席した者

企 業 長	中 村 貴 久
副 企 業 長	藤 田 英 隆
総 務 部 長	今 村 寛
施 設 部 長	佐 藤 浩

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	玉 井 恵 美
書 記	山 田 浩 二

---

午後 2 時 30 分 開会

○議長（高木 勝利） ただいまから令和 5 年第 1 回福岡地区水道企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、新たに議員に就任された阿部真之助議員、神谷建一議員の仮議席を指定いたします。

阿部議員は 5 番、神谷議員は 14 番の議席を指定いたします。

次に、会議録署名議員に松野隆議員、結城弘明議員を指名いたします。

日程に入るに先立ち、この際、報告いたします。

去る令和 4 年 9 月、田中しんすけ議員が辞職され、その後、11月に江上隆行議員が辞職されております。

次に、ただいまの各議員の後任として、10月12日付で福岡市の阿部真之助議員、11月18日付で宗像地区事務組合の神谷建一議員が当企業団議会議員に就任されております。

ここで、挨拶をお受けいたします。阿部真之助議員。

○阿部真之助議員 ただいま御紹介賜りました福岡市の阿部真之助でございます。

当企業団の福岡都市圏の安心で快適な住民生活を支える水道を将来に渡って効率的に運営するという重要な使命が遂行されますよう、使命感を持って皆様方と共に職務に取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

( 拍 手 )

○議長（高木 勝利） ありがとうございます。挨拶が終わりました。

なお、本日、神谷議員は欠席となっております。

次に、報告第1号として、令和4年度定期監査結果報告書が監査委員から提出されましたので、その写しを去る1月30日、お手元に送付いたしております。

以上で報告を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

議案の審査方法、その他の協議のため、直ちに全員協議会を開きますので、議員の皆さんは委員会室にお入り願います。

午後2時31分 休憩

( 休 憩 )

午後2時49分 開議

○議長（高木 勝利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第1、議席の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今回議員となられました阿部真之助議員の議席を5番議席、神谷建一議員の議席を14番議席と決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高木 勝利） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から明7日までの2日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高木 勝利） 御異議なしと認めます。よって、会期は2日間と決定いたしました。

次に、日程第3ないし日程第7、以上5件を一括して議題といたします。

まず、企業長から御挨拶があります。中村企業長。

○企業長（中村 貴久）登壇 企業長の中村でございます。

議員の皆様におかれましては、常日頃より私ども企業団の事業運営に格別の御協力と御理解を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、今議会は、令和4年度の補正予算案、令和5年度の予算案並びに条例改正等の3議案、都合5件を議案として上げさせていただいております。

それぞれの提案理由につきましては、後ほど副企業長から説明させますが、その前

に、私から最近の動き等について少しお話をさせていただきます。

水源開発が終わり、維持管理の時代に移行する中、企業団では構成団体の皆様に安定的に水を供給するために、3つのリスク、すなわち大規模地震、気候変動、施設の老朽化、これらへの対応に取り組んでおるところでございます。

1つ目のリスク、大規模地震につきましては、最も優先度が高い警固断層を横断する区間、この区間の供用を昨年12月に始めました。一番大きな被害が心配される、懸念されるこの区間が二重化、耐震化されたことで、地震に対しての備えがかなり強くなり、リスクヘッジされたのではないかと考えております。今後は、残る区間の整備を加速してまいりたいと考えております。

2つ目のリスクが気候変動でございます。

先々週ですが、この福岡都市圏が10年に1度の大寒波に見舞われました。水道管が凍結しますと、漏水が発生することがややもするとありますので、そういうときには、送水量を少し増やせないかという御依頼が構成団体から参ります。そうしたことを見越しまして、あらかじめ、お困りのときはいつでも連絡を下さいという声かけを構成団体の皆様にいたしますとともに、夜間も即リクエストに対応できるよう体制を整えておりました。結果としまして、5つの団体から依頼がございましたが、いずれも影響が軽微だったため、迅速な対応ができたところでございます。

3つ目のリスクが施設の老朽化への対応でございます。

令和5年度は、まみずピア、海水淡水化センターの更新にいよいよ本格的に着工してまいります。企業団としましてはコストの削減、こうしたものを頭にしっかり置きながら計画的に更新を進めてまいりたいと考えております。

こうした様々なリスクへの備えには、当然ながら計画的な投資が必要になってまいります。そのため、今回、新たな財政収支計画（案）を策定いたしますとともに、中・長期的な収支の見通しにつきましても、改めて検証いたしました。企業団としましては、必要な投資を計画的に行いつつ、同時に、健全経営の維持にも取り組んでまいります。

もう一つお知らせがございます。

今年6月、企業団は50周年を迎えます。また同時に、11月には福岡導水による用水の供給開始が40周年を迎えます。この50年を振り返りますと、この福岡都市圏、全国屈指の発展を遂げている都市圏ですが、やはり筑後川からの水を頂戴する、これ抜きではこうまでならなかったのではないかと考えております。こうした筑後川への感謝の気持ちを、50周年の関連事業等によってしっかりと情報発信してまいりたいと思います。

最後になります。我々企業団は、構成団体の皆様に水を安定的にしっかりお届けする、こうした使命の達成に向け、企業団の職員一同、一丸となって突き進んでまいりますので、どうかよろしくお願ひします。

以上で私のお話は終わりました。引き続き副企業長から各議案の提案理由を御説明させていただきます。

○議長（高木 勝利） 続きます。提案理由の説明を求めます。藤田副企業長。

○副企業長（藤田 英隆） 副企業長の藤田でございます。私から議案第1号から議案第5号について、提案理由を一括して説明させていただきます。

お手元の令和5年第1回福岡地区水道企業団議会議案と記載された議案書の1ページをお開き願ひします。

議案第1号は、令和4年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計補正予算案についてでございます。

第3条、収益的収入及び支出につきまして、収入の水道用水供給事業収益は、過年度処理に伴う過年度損益修正益の追加などにより、9億404万円余の増額補正を行うものでございます。

そのうち、過年度損益修正益9億200万円余は、公営企業会計基準の見直しに伴い、平成26年度に一括で会計上の移行処理を行っていたものに漏れがあったため、計上するものでございます。事務処理上の誤りであり、誠に申し訳ございませんでした。

なお、この利益は、帳簿上発生する利益で、現金収入を伴わないものであり、経営への影響はございません。

支出の水道用水供給事業費用は、電気料金の高騰による動力費等の増などにより、2億3,566万円余の増額補正を行うものでございます。

以上が令和4年度補正予算案でございます。

続きます。次のページをお願いいたします。

議案第2号は、令和5年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案についてでございます。

まず、第2条、業務の予定量でございます。

第1項、用水供給先につきましては、これまでと同様に、記載のとおり6市6町1企業団1事務組合となっております。

第2項、年間総供給水量は9,181万2,000立方メートル余、第3項、一日平均供給水量は25万立方メートル余を予定しております。

第4項、主要な建設改良事業といたしまして、設備費の事業費45億7,097万円余を計上いたしております。

次に、第3条、収益的収入及び支出でございます。

収入の第1款．水道用水供給事業収益は130億1,628万円余で、これは給水収益などの営業収益、構成団体からの補助金や水質検査の受託収益などの営業外収益でございます。

支出の第1款．水道用水供給事業費用は130億3,585万円余で、取水・浄水・送水に係る維持管理経費や減価償却費等の営業費用、企業債や水資源機構への割賦負担金に対する支払利息などの営業外費用、特別損失及び予備費でございます。

2ページをお開きください。

次に、第4条、資本的収入及び支出でございます。

収入の第1款．資本的収入は22億3,927万円で、国庫補助金、構成団体からの出資金でございます。

支出の第1款．資本的支出は86億704万円余で、設備費、償還金などがございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は63億6,777万円余となりますが、これにつきましては、損益勘定留保資金等で補填することといたしております。

右の3ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為でございます。

債務負担行為をお願いする事項は5件でございます。

1つ目は、牛頸浄水場等修繕工事で、期間は令和6年度、限度額は8,200万円でございます。

2つ目は、送水施設修繕工事で、期間は令和6年度、限度額は3,800万円でございます。

3つ目は、海水淡水化施設設備更新工事で、期間は令和6年度から8年度、限度額は合計で22億3,000万円でございます。

4つ目は、牛頸浄水場等設備更新工事で、期間は令和6年度、限度額は9億3,800万円でございます。

5つ目は、管路整備工事で、期間は令和6年度から8年度、限度額は合計で45億1,200万円でございます。

4ページをお開きください。

第6条から第8条につきましては、一時借入金の限度額や予定支出の各項の経費の金額の流用について定めるとともに、構成団体からの補助金の額について記載しているものでございます。

以上が令和5年度予算案でございます。

---

右のページをお願いいたします。

議案第 3 号 福岡地区水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例案でございます。

これは、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、開示請求に係る手数料を条例で定めることとされたため、必要な事項を定めるものでございます。

次のページをお開きください。

議案第 4 号 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例案でございます。

これは、地方公務員法等の一部改正に伴い、当企業団職員の定年等に関し、関係条例を整備するもので、規定の整備が必要となる関係条例を改正するものでございます。

恐れ入りますが、7枚めくっていただきまして、右下に13ページと記載された次のページでございますが、次に、議案第 5 号 福岡地区水道企業団行政不服審査法施行条例の専決処分についてでございます。

これは、行政不服審査法におきまして、地方公共団体の長に対し、審査請求に係る処分及び裁決をするときには、第三者機関へ諮問することが義務づけられておりますが、当企業団では、第三者機関設置の根拠となる条例が未制定であり、早急に制定する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡地区水道企業団行政不服審査法施行条例を令和5年1月13日に専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

なお、本件につきましては、速やかに条例を制定しておく必要がございましたが、未制定であったものであり、誠に申し訳ございませんでした。

以上、議案第 1 号から議案第 5 号につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（高木 勝利） これより質疑に入ります。

発言通告者に質疑を許します。

質疑及び答弁は、要領よく簡潔にお願いします。堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫）登壇 私は、福岡市議会で日本共産党所属の堀内徹夫です。

本会議に提案されています議案第 2 号 令和 5 年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計予算案について、第 1 に、福岡都市圏住民に対する物価高騰対策の手だてを来年度予算で行うことについて、第 2 に、海水淡水化センターを廃止するべきだということについて、第 3 に、気候危機打開への地区水道企業団の対策についてただしてまいります。

質問の第1は、都市圏住民に対する物価高騰対策の手だてを来年度予算で行うことについてです。

新型コロナ感染症拡大が続く中、41年ぶりの物価高騰が市民生活に追い打ちをかけています。物価高騰によって1年前に比べた家計の負担増は1世帯当たり約10万円にもなります。地方公営企業法第3条では、地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとしており、市民生活の不安に対して、地方公営企業としての地区水道企業団の役割は、経営目的である公共の福祉の増進を行うものでなければならないものと規定しています。

私は、昨年の決算議会で住民の生活と地域経済のことについて、都市圏の一員として、福祉の心を持った水道行政を強く求めましたが、本議会に提案されている予算案は全く福祉の心を持った水道行政とはほど遠く感じます。

そこでお尋ねいたしますが、物価高騰は福岡都市圏の家庭や事業者にどのような負担を強いていると企業団は認識しているのか、明確な答弁を求めます。

また、公共の福祉の増進のために、住民と事業者を支援するため、料金の支払いの猶予という段階から、上下水道料金の減免に踏み切った自治体が福岡都市圏でも大きな流れとなってきています。

そこでお尋ねいたしますが、この間、物価高騰対策、コロナ対策での水道料金、下水道料金の減免を実施した構成団体はどこか、答弁を求めます。

さらに、減免するためには公営企業の体力があるかないかも大事な判断となります。

そこで、地区水道企業団の企業債残高について、計画と決算、予算の過去4年間の推移はどうなっているのか、答弁を求めます。

あわせて、長期財政収支見通し2023では、今後15年間、保有資金残高、企業債残高の推移はどういう特徴があるのか、御所見を求めます。

質問の第2は、海水淡水化センターを廃止するべきだということについてです。

この4年間、私は福岡都市圏で構成する福岡地区水道企業団の水道用水供給事業について、筑後川水系からの導入や多々良川水系に加え、海水淡水化センター、五ヶ山ダムの供用開始に伴い、供給過多の水は余っている状況にあることを指摘して、水資源開発としても財政上も抜本的に見直すべきだとして、海水淡水化センターは廃止すべきだと要求してまいりました。

しかし、筑後川水系の不安定さや浄水場施設の整備の必要性などを理由として、地区水道企業団は海水淡水化センターの更新を進めてきているわけであります。果たしてこの更新が来年度以降も必要なのかどうかについてただしてまいります。

海水淡水化センターは、動かせば動かすだけお金がかかるということは、昨年の決算議会でも改めて明らかになっています。高額水道用水製造マシンであることは、この予算案からも明らかです。だから、なるべく動かさない、必要なときだけ動かす、しかし、なければ困るんだという苦し紛れの論を張っているわけです。果たして本当に必要な施設なのかどうか重要です。

そこで、海水淡水化センターの1日当たりの生産水量の推移について、過去5年間の推移の答弁を求めます。

海水淡水化センターについては、昨年から設備更新が始まりました。百数十億円もの更新費用は無駄ではないかと繰り返し指摘しても、施設能力の確保、維持管理の強化などを強調し、引き続き日量5万立方メートルの施設を維持していく必要性がこの議会でも強調されてきましたが、根拠薄弱だと言わざるを得ません。

昨年の決算議会では、海水淡水化センター所長は、昨年度決算には4万立方メートル以上の生産はありませんでしたと答弁しており、必要量以上の過大な施設だということもこの議会で判明しているわけです。

では、その過大な施設の更新はどういうものなのか、ただしてまいります。

そこで、昨年来の設備更新に係る総額は幾らなのか、また、令和4年度までの施設更新の進捗状況について、そして、令和5年度の更新の内容と予算額について説明を求めます。さらに、日量5万立方メートルの施設整備が必要な根拠について、明確な説明を求めます。

質問の第3は、気候危機打開への地区水道企業団の対策についてです。

用水供給のために大量の電気を使用する地区水道企業団の施設においては、地球温暖化対策に基づいた対応が急務です。ところが、昨年の決算議会では地球温暖化対策については全く無責任な計画しか持っていないことがはっきりし、企業長と総務部長が委員会で、本会議答弁についておわびを申し上げますというぶざまなこととなりました。私はそれでも、自分たちの計画が2020年以降の世界の対応を決めたパリ協定を踏まえたものでなく、環境省の水準では計画とは全く言えないものだとして初めて気がついたので、そこからこの課題に真剣な出発をしていただきたいと希望すると本会議場で述べ、次期予算議会までに省エネの抜本的な対策、常用発電設備の高効率化、再エネ100%電力の調達など、明確なCO<sub>2</sub>排出量削減目標を持った地球温暖化対策実行計画を持つよう強く要望しました。しかし、来年度予算案は、その要求に応えるものとは全くなっていません。残念です。

そこでまず、CO<sub>2</sub>排出量の削減についてお尋ねいたします。

水の供給とCO<sub>2</sub>排出量の削減を両立し、気温上昇を1.5度未満に維持する社会的責

任を地区水道企業団は担っていると思いますが、御所見をお伺いいたします。

また、地球温暖化対策実行計画をどのように作り、実践しようとしているのか、説明を求めます。

次に、再生可能エネルギーの導入、電気の調達についてお尋ねいたします。

まず、太陽光発電について、具体的な発電目標と計画はどうなっているのか、説明を求めます。

次に、小水力発電設備について、具体的な発電目標と計画はどうなっているのか、説明を求めます。

さらに、環境に配慮した電気の調達について、具体的な計画はどうなっているのか、説明を求めます。

以上で1問目を終わり、2問目以降は自席にて行います。

○議長（高木 勝利） 今村総務部長。

○総務部長（今村 寛） では私から、まず、物価高騰対策の手だてに関するお尋ねについてお答えいたします。

まず、物価高騰による家庭や事業所の負担についてでございますが、食料品やエネルギーなどの価格上げが相次いでおり、多くの住民の皆様、事業者の皆様がやりくりの御苦労が増えている状況であると認識をいたしております。

当企業団におきましても、電気料金の高騰により、動力費やダム等管理負担金の支出が大幅に増加しているところでございますが、昨年8月の議会においても答弁申し上げたとおり、今後、大規模な地震や気候変動、施設の老朽化など、水の安定供給を妨げる様々なリスクに備えなければならず、このため、今般策定いたします財政収支計画に基づき、必要な施設整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、水道料金や下水道使用料の減免を行った構成団体についてでございますが、水道料金については、太宰府市、宇美町、志免町、篠栗町及び久山町の5団体、下水道使用料については、福岡市、大野城市、太宰府市及び志免町の4団体に加え、直接の構成団体ではございませんが、当企業団の構成団体である一部事務組合を構成する那珂川市及び宗像市の2団体で減免が行われております。

このうち、志免町で令和2年度に実施されたもの以外は、全て減免に必要な財源が一般会計から全額繰り入れられており、企業会計の負担はなかったと聞いております。

次に、企業債の残高と計画の実績についてでございますが、国営事業等償還金を含んだ金額でお答えいたします。

令和元年度については計画と実績の差はございませんが、令和2年度以降、将来の負担軽減を図るため、経営改善により生じた利益を原資として国営事業等償還金の繰

上償還を行ったことにより、計画と実績の差が生じております。その額は、令和2年度3億6,100万円、3年度7億2,800万円、4年度7億8,500万円でございます。

次に、長期財政収支見通し2023における保有資金残高と企業債残高の推移の特徴についてでございますが、先ほども申し上げましたとおり、水の安定供給を妨げる様々なリスクに備えるために計画的な施設整備が必要であり、これに係る資金需要の増加に対応するため、保有資金の活用により借入額の抑制を図りつつ、令和6年度からは企業債による新たな借入れを行うこととしております。このため、保有資金残高につきましては減少いたしますが、経営の健全性を維持するため、年度中途の一時借入れが生じないように、最低20億円程度を確保する計画としております。

以上でございます。

○議長（高木 勝利） 佐藤施設部長。

○施設部長（佐藤 浩） 私から、海水淡水化センターを廃止すべきについてお答えいたします。

まず、海水淡水化センターの過去5年間の1日平均生産水量についてのお尋ねでございますが、海水淡水化センターにつきましては、これまでも御説明してきましたとおり、コスト削減の観点から、筑後川の流況がよいときは海水淡水化センターの生産水量を可能な限り抑える運用、言わば使い惜しみを行っております。これにより、過去5年間の1日平均生産水量につきましては、平成29年度が2万1,649立方メートル、30年度が1万8,481立方メートル、令和元年度が1万9,947立方メートル、2年度が2万120立方メートル、3年度が2万3,930立方メートルとなっております。

次に、海水淡水化センターの設備更新の総額、令和4年度の進捗状況、令和5年度の更新内容と予算額についてのお尋ねでございますが、海水淡水化センターの設備更新の総額は、税抜きで158億円余を計画しております。

令和4年度の進捗状況につきましては、UF膜バイパス工事及び高圧RO膜設備更新工事等の実施設計を行っております。

令和5年度につきましては、高圧RO膜設備更新工事等を行うこととしており、予算額は2億1,600万円余を計上しております。

次に、日量5万立方メートルの施設整備が必要な根拠についてのお尋ねでございますが、昨年8月の委員会で答弁いたしました、当企業団の使命は構成団体への協定水量を安定的に供給していくことであり、すなわち、1日も欠かすことなく送水し続けることでございます。

海水淡水化センターの日量5万立方メートルの施設能力につきましては、10年に1回程度の渇水時などに必要となる最大の能力、つまり日平均の生産水量ではなく、ピ

一夕時の能力、これをしっかりと確保しておく必要がございます。実際に令和元年の渇水時も海水淡水化センターは日量5万立方メートルのフル生産を行っております。さらに、昨年度や今年度も降雨量が少なく、渇水が懸念されたため、フル生産に向けた準備を行ったところでございます。

次に、気候危機打開への当企業団の対策についてお答えいたします。

まず、水の供給とCO<sub>2</sub>排出量削減を両立し、気温上昇を1.5度未満に維持する社会的責任についてでございます。

地球温暖化対策は、国を挙げて取り組んでいる喫緊の課題であると認識しております。用水供給のために多くのエネルギーを必要とする当企業団としましても、構成団体への水道用水の安定供給という当企業団の使命を果たしながら、社会全体でのカーボンニュートラルの実現という社会的責務を果たしていく必要があると考えております。

次に、地球温暖化対策実行計画についてのお尋ねでございますが、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、国が令和3年10月に定めた地球温暖化対策計画及び政府実行計画に即した計画案を現在策定中であり、令和5年8月議会において報告するよう考えております。

次に、太陽光発電設備、小水力発電設備、環境に配慮した電力の調達についての具体的な目標と計画についてお答えします。

昨年8月の委員会におきまして、牛頸浄水場における太陽光発電の導入について検討を進めていることを申し上げましたが、現在、太陽光発電や小水力発電設備等につきましては、設置可能な箇所の選定、設置規模及び事業手法等を検討しているところでございます。具体的な取組内容につきましては、現在策定中でございます地球温暖化対策実行計画の中で示していくように考えております。

また、再生可能エネルギー由来電力の調達につきましては、電力単価が高騰している状況でもあり、慎重な判断の下、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高木 勝利） 堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） 質問の第1の物価高騰対策の手だてについてです。

福岡都市圏の家庭や事業者の負担増について認識をお尋ねしましたが、一応やりくりは大変だということは言われました。一方で、すぐに、リスクがあるから、そう簡単に当水道企業団として面倒を見るわけにいかないんですよという突き放されたことも言われました。

大体本日上程されている補正予算を見ても、原水及び浄水費のうち、動力費の6,300

---

万円も、負担金の1億3,000万円も、送水費の動力費の1,818万円も、全て電気料金の高騰によるものとしてわざわざ補正予算を組んでいるんですよね。御家庭でも事業所でも、来年度どうしようか、来月どうしようか、桁違いの電気代の請求がやってきているわけですよ。そういった中で、予算立てができないというぐらいに各事業所も本当にお困りになっています。地区水道企業団もこんな状況だから。

そういった中で、物価高騰が襲いかかっているこの窮状に対してもう少しきちんと捉えて、それがやっぱりやるべきじゃないかという立場に立たないと、公共の福祉の増進という企業団の目的が理解されているとは言えないんじゃないかと、どうしても言いたくなってしまう。

福岡都市圏でも、これまでも水道でいうと5つの自治体、下水道でいうと6つの自治体などでそういう減免制度をやっていますよということを答弁されましたけれども、ここに来てやっぱり福岡市でも下水道料金の減免をせざるを得なくなるぐらい、住民の負担が大変だというふうに思った上での自治体の判断がされてきているんだと思うんですね。これは今さらに加速する流れが出てきているんですよ。

構成団体では、財政的な観点からはまだ踏み切れていない団体もあります。そこは結果として、各構成団体に自己水源水の供給を諦めさせている責任があなた方にある。そして、高い水道用水を構成団体に押しつけている社会的な責任があなた方にある。各構成団体への基本料金などの減免に踏み切って、都市圏の家庭や事業者のために、公共の福祉の増進という企業団の目的を遂行すべきだというふうに意見を申し上げさせていただきます。

さらに、減免するための体力についてもお聞きしたところ、令和2年度決算で3億6,100万円、令和3年度決算で7億2,800万円、令和4年度では7億8,500万円も計画よりも余計に企業債を返しているということが答弁されました。地区水道企業団としての体力は十分にあることが分かりました。

また、長期財政収支見通し2023でも、保有資金の残高は、施設の改良や更新経費の増によって令和9年までは減少傾向になるが、長期的な改良、更新経費は確保できるという内容が前提とした答弁をされました。

また、企業債残高の推移も、令和6年から借入れを行うけれども、これはずっと20億円ぐらい確保していくけれども、以前のピーク時から比べると低いし、全く問題ないということも議案にも書かれており、つまり長期見通しに立っても体力は十分にあるわけです。

したがって、都市圏の家庭や事業者が物価高騰で困っているわけだから、体力のある地区水道企業団が各構成団体に対して基本料金等の時限的な減免を行うことで、各

構成団体が減免制度を確立しやすくするようにして、さすが地区水道企業団だね、やるねなどと言われるような社会的な役割を今こそ発揮すべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

質問の第2は、海水淡水化センターを廃止すべきだということについてです。

海水淡水化センターの1日当たりの生産水量の推移は、過去5年、2万立方メートル前後であることが答弁で分かりました。決して1日当たりにすればフル稼働ではないと。たくさん動かすときは、筑後川水系などとの関係で動かさざるを得ないときであって、なるべくなら動かしたくない施設であることもこの答弁からにじみ出てきているんですね。

そこでお尋ねいたしますけど、五ヶ山ダムの供用開始で水源開発が完了したことを受けて、海水淡水化センターを廃止しても構成団体が必要とする水は量的にきちんと供給できるのではないかと思います、御所見をお伺いいたします。

次に、海水淡水化センターの施設更新については、事業費が158億円で、これに多々良混合施設整備更新を入れると、総額177億円に及ぶというのが議案に書かれています。さらに、令和4年までの施設更新の進捗は、今、UF膜省略運転をやっている、そして、高圧RO膜の実施設計をやって、6,171万円の支出が令和4年度、令和5年度は2億1,600万円で高圧RO膜設備更新を行うということが答弁で言われました。今ならこの更新事業全体を一旦止めても、さほど影響は技術面でも財政面でもないことが分かったわけでございます。であるならば、海水淡水化センターの更新はまだ緒に就いたばかりであり、今なら更新事業を止められると思いますが、御所見をお伺いいたします。

そして、海水淡水化センターの最後に、日量5万立方メートルの施設整備が必要な根拠の説明を求めたんですね。これについては、いつものように、なぜ5万トンなのかというのは具体的に説明がないんですよ。5万トン動かしたことがありますよということは何回も言われる。令和元年も5万トンフル生産していたと言うけど、何日していたかも言わない。去年も今年もやっていますよと言われるけど、何日しているかも言わない。平均の生産水量は、さっき言ったみたいに2万立方メートル前後ですから、5万トンが本当に必要なのかというふうに私は聞いているのに、それについては全くその根拠は薄弱のままです、この議会でも。

もしも仮にあなた方が言われるように、海水淡水化施設の必要性があるというなら、全国からオファーが来ますよ。全国各地に海水淡水化センターができますよ。しかし、そうっていないのはなぜか。それは、昨年、大阪市水道局に他都市調査でみんなで行ったときに分かったことがあります。あちらの課長さんが言われていました。浸透

膜による水の生産はあまりにもコストが高過ぎて、そんなことをしたら大阪の人たちは水道料金の高さで大騒ぎになるでしょう、こう言われていましたよ。確かに、大阪の人たちが高いと思うほど福岡都市圏の水道料金は高いし、福岡都市圏の市民はそれを支払っているわけですね。この水道料金を下げる方法は海水淡水化センターを止めることです。

そこでお尋ねいたします。海水淡水化センターのコストが高いという点から見れば、この際、更新は今やめて、廃止すべきではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

質問の第3は、気候危機打開への地区水道企業団の対策についてです。

CO<sub>2</sub>排出量の削減についてお尋ねしたところ、CO<sub>2</sub>排出量の削減をして気温上昇を1.5度未満に維持する社会的責任を担っているということは大方肯定はされました。

しかし、地球温暖化実行計画は、今年8月の決算議会に出すんだと実に悠長なことを言われているんですよ。そんなことをしたら、令和5年度予算には何も新たな本格的な対策を入れるつもりがないということでしょう。とんでもありません。これまでサボタージュしてきたんだから、それを取り戻す決意があれば、今年の夏から本気で考えれば、いろんなことを計画することが可能な日程だったと思うし、予算も組めたはずです。企業団に知恵がないなら、臨時の議会を開催してでも地区水道企業団としてのCO<sub>2</sub>排出削減を検討すべきなんです。

福岡都市圏においては、福岡市は2040年にカーボンニュートラルを目指すとしています。これは国よりも10年も早く実現を目指すという、今の実行状況から見ても驚くべき目標を掲げているんですけど、これを本気でやってもらわなければいけない。地区水道企業団は福岡市内に施設があり、電気も使って、CO<sub>2</sub>も排出しているわけです。

そこでお尋ねいたしますが、福岡市と歩調を合わせて地区水道企業団も2040年カーボンニュートラルを目指すべきだと思いますが、明確な答弁を求めます。

また、再生可能エネルギーの導入、電気の調達についてお尋ねしたところ、太陽光発電についても、小水力発電設備についても、さらに、環境に配慮した電気の調達についても、具体的な計画はまだ一切決まっていないということでした。一度決めても、それだけで不十分なものであれば、さらに計画を補充していくというのは気候危機打開の対策として全世界で行われていることですよ。まずはあなた方は、計画自体がほとんどないわけだから、基本方向を取りあえず決めて議論を進めていくことが大事だと私は思います。

そこで、具体的な提案を私から幾つか行って、それについての御所見を総論的にい

ただきたいというふうに思います。

まず、省エネルギー化の推進についてです。

導・送水管設備に伴うエネルギーの効率化、これを考えるべきです。また、災害時などの常用発電設備の高効率化、それから、省エネ型のポンプ設備の導入、オフィスでの使用電力抑制などについて具体的な検討を進めてください。

また、再生可能エネルギーの導入拡大については、浄水場などへの太陽光発電設備の積極的導入、これは牛頸のことは言われています。でも、そのほかについては場所もまだ検討中というから、まだ発想自体が豊かになっていません。

小水力発電設備の導入、これも検討を進めるべきです。特に太陽光発電は、福岡都市圏にはポテンシャルが大きいことから積極的な導入が求められていること、また小水力発電は、ただ高低差だけを考えるのではなくて、管路の中で必要以上に水圧がどこにかかっているか、それを調査することによって、その圧力は電気エネルギーに回収することが可能なわけだから、水圧の関係の場所を特定することが大事だと思うんです。

さらに、再生可能エネルギー利用割合の高い電力と環境に配慮した電気を積極的に調達すること、公用車として電気自動車を積極的に導入することなども検討すべきです。

これらと併せて、今日、地球温暖化対策として他都市などで行われている実行計画の施策を取り入れた総合的な検討を行うことを求めておきます。これらについて総じての御所見をお伺いいたします。

以上で2問目を終わります。

○議長（高木 勝利） 今村総務部長。

○総務部長（今村 寛） 私のほうから、物価高騰対策としての基本料金の減免についてお答えいたします。

当企業団では、既に構成団体の負担軽減の観点から、基本料金の32.5%、年間47億円余りを減免するとともに、五ヶ山ダムの供用開始に伴い、令和2年度からは期間を定めた計画的な減免も行っておりますが、実施に当たっては、企業会計の基本原則である独立採算の維持の観点から、長期財政収支見通しの中で経営上問題がないことをその都度確認してまいりました。

今般策定しております財政収支計画案におきましても、近年、例がない電気料金の高騰による支出の増加もある中で、必要な事業を着実に実施するための財源を確保しつつ、先ほど述べた基本料金の減免を計画どおり実施し、現行の料金も据え置くといった、決して楽観視できない計画としたところでございます。

物価高騰対策として基本料金を減免すべきとの御意見であります。昨年8月の議会でも申し上げたとおり、当企業団は、安全で良質な水道用水を構成団体に安定的に供給することを目的に設立された特別地方公共団体であります。経営に当たっては、この使命を全うすることが第一に優先されるべきであり、このことを通じて公共の福祉の増進を図っていくべきと考えております。

お尋ねのような目的でさらなる料金の減免を行えば、収入が計画を下回ることにより、経営の安定が損なわれ、企業団の使命である水の安定供給がおぼつかなくなるおそれがあることから、そのような減免を行うことは適切ではないと考えております。

以上です。

○議長（高木 勝利） 佐藤施設部長。

○施設部長（佐藤 浩） 私から、海水淡水化センターを廃止しても構成団体に水を供給することが可能ではないかとお尋ねにお答えいたします。

まず、五ヶ山ダムの供用開始により1万立方メートルの水源が確保されましたが、これにより、ようやく全ての協定水量が確保されたものでございます。

これまでも答弁してまいりましたが、当企業団は各構成団体との協定水量を安定的に供給することを使命としており、その協定水量につきましては、各構成団体が将来の水需要計画等に基づき、必要とする水量について、当企業団と協定を締結しているものでございます。

天候に左右されず、独自の運用可能な海水淡水化センターは、渇水時のみならず、年間を通して各構成団体との協定水量を安定的に供給するために必要不可欠な施設でございます。

次に、海水淡水化センターの更新はまだ止められるのではないかと、また、コストが高いため、更新はやめて廃止すべきとお尋ねでございますが、2点まとめてお答えいたします。

海水淡水化センターは、他の水源と異なり、海水から水をつくり出すため生産コストが大変割高になっております。このため、海水淡水化センターの生産水量を抑える効率的な水運用を行うなど、ランニングコストの削減を図っております。また、更新に当たっては、UF膜の省略や新技術の導入などにより、さらなるコスト削減を図ってまいります。

都市圏として不可欠な施設でございます海水淡水化センターは、今後ともコスト削減を図りながら、計画的かつ着実に更新を進めてまいります。

次に、福岡市と同様に、2040年度のカーボンニュートラルを目指すべきとお尋ねについてお答えします。

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を社会全体で均衡、バランスさせる概念であり、当企業団の構成団体であります福岡都市圏の各市町におきましても、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が行われております。

当企業団としましても、地球温暖化対策の重要性は十分に認識しているところであり、国が掲げた社会全体での2050年のカーボンニュートラルの実現という目標を踏まえ、構成団体とも連携しながら、温室効果ガスの排出量の削減等の取組を進めていきたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの導入についてお答えいたします。

先ほどの答弁で述べましたとおり、当企業団では、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入について、現在、具体的な検討を行っているところでございます。

また、世界的にカーボンニュートラルに向けた取組が加速する中、新たな制度や技術革新などに幅広くアンテナを張り、導入の可能性のあるものについては積極的にチャレンジし、温室効果ガスの排出量の削減等に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高木 勝利） 堀内徹夫議員。

○7番（堀内 徹夫） 質問第1の物価高騰対策の手だてについてですが、都市圏の家庭や事業者の状況について、本気で支援するという観点があるのかないかよく分からない。今村部長は強気の発言を言われましたけれども、実際には、今の市民生活の状況をもっとやっぱりしっかり捉える必要があると思うんですね。

32.5%減免していると言うけど、これは別に物価高騰対策じゃありませんから、もともとやっているんだから。今私が言っているのは、今だからやりましょうという提案をしていることについて、これは答弁がかみ合っていません。

地方公営企業として都市圏の一員としての行動をすると掲げているわけですから、一番に考えるべきは住民の生活と地方経済です。構成団体の状況をしっかりと見守って、伴走することが求められています。

しかし、地区水道企業団が経済的観点だけで経営していることが、私がこれまでの議会のたびに指摘してきたように、各構成団体の自己水源比率を結局低めて、地区水道企業団の高い水道用水を押しつけているという実態を引き起こしているわけですよ。責任を持った対応をしていくべきです。

さらに、質問の第2の海水淡水化センターを廃止すべきだということについては、海水淡水化センターのコストが高いという点から見れば、この際、更新は止めて、廃止すべきではないかとお尋ねしましたが、これについては明確に否定をされました。

どうするんですか、なければという、逆に言えば脅しのように捉えられるような答弁でした。

これまでの質疑で、地区水道企業団の水は、構成団体の自己水源などを含めれば十分に余っているわけですよ。そして、海水淡水化センターを稼働させることによって、都市圏の住民は高い水道水を飲まされている、この点は質疑の中ではっきりしてきているんですね。

あなた方は協定水量を送る責任が自分たちにあるんだと言っているんだけど、協定水量が多過ぎるから、各構成団体は自分たちの自己水源を結局減らしてきているわけでしょう。そこを見なくてどうしますか。

したがって、水が余っている状況から考えても、高コストを削減して用水供給料金を大幅に引き下げるためにも、この物価高騰対策が求められている中での対策として、海水淡水化センターは廃止することが今一番求められるべき対策だと思いますが、御所見を求めます。

質問の第3の気候危機打開について、今いろいろ言われました。私は福岡市と歩調を合わせて2040年やったらというふうに言ったんだけど、明確な答弁は避けられました。そして、国がやっている2050年、各自治体と合わせてというふうに言われたけど、福岡市と2040年は一緒のゴールは目指さないという、先ほどの答弁からは宣言だと受け止めます。これはあまりにも危機感がなさ過ぎます。

今、気候危機打開への態度として求められるのは、一刻も早くCO<sub>2</sub>排出を実質ゼロにするための計画作成と実践です。仮に福岡市が2040年、カーボンニュートラルゼロを実現した場合、市内で一番のCO<sub>2</sub>排出事業所は海水淡水化センターになることは間違いないでしょう。そのとき、何もしなかった地区水道企業団の公営企業としての役目が問われることとなります。そのことに注目しておきます。

○議長（高木 勝利） 堀内議員に申し上げます。持ち時間が残り5分となっておりますので、速やかに質問をまとめてください。

○7番（堀内 徹夫） はい。

今年の夏に向けて何らかの地球温暖化対策実行計画が作成されるわけですが、議会に直接出すだけでなく、早めにつくって多くの市民の意見も求めるべきです。

これまでの質疑で、気候危機打開の上でも地区水道企業団が使っているエネルギーについて、省エネルギー化が必要であることが確認されます。であるならば、一番の電気の消費施設である海水淡水化センターを廃止することは省エネルギー化の道でもあるわけで、地球温暖化対策実行計画においては海水淡水化センターの廃止を計画の中に入れ込むべきだと思いますが、最後に御所見をお伺いして、私の質問を終わります。

す。

○議長（高木 勝利） 藤田副企業長。

○副企業長（藤田 英隆） まず、水は余っており、コスト削減につながるため、海水淡水化センターは廃止すべきではないかとお尋ねでございますが、論点は2つあるかと思えます。

まず1点目は、水は余っているのではないかという点でございますが、福岡都市圏におきましては、推計を上回る人口増加により、今後も水需要の増加が見込まれている一方、少雨と多雨の二極化、降雨の偏在化等の気候変動や施設の老朽化等、水道用水の安定供給に対するリスクの高まりが懸念されております。こういった状況を踏まえ、各構成団体の皆様とは、都市圏全体として水に余裕がある状況ではないとの認識を共有しております。

2点目は、海水淡水化センターの廃止についてでございます。

昨年8月の議会において、海水淡水化施設の必要性については既に議論は尽くされているので、今後は適切な設備更新に取り組まれないとの委員会報告もなされております。

当企業団としましては、構成団体の協定水量を安定的に供給するため、海水淡水化センターを含む施設能力を確保するとともに、コスト削減を図りながら、計画的に更新を進めてまいります。

次に、省エネルギー化のため、海水淡水化センターを廃止するのも道ではないかとお尋ねに対し、所見を述べさせていただきます。

大規模な河川がない福岡都市圏におきまして、当企業団の使命である安全で良質な水道用水の安定供給を図るためには、海水から淡水を作る海水淡水化センターが不可欠であることは重ねて答弁してきたとおりでございます。

一方、地球温暖化対策につきましても取り組むべき重要な課題と認識しており、海水淡水化センターでは、これまでも筑後川の流況に応じた可能な限りの使い惜しみ、省エネ機器の導入を進めてまいりました。

さらに、昨年8月の委員会でも、可能性があれば、リスクを恐れず、積極的に地球温暖化対策に取り組んでもらいたいとの心強い言葉をいただいたところであり、当企業団といたしましては、今後も水の安定供給という本来の使命を果たしつつ、様々なチャレンジを通し、可能な限り省エネによる温室効果ガス排出量の削減に努めてまいります。

引き続き議会の皆様とも御相談をしながら、当企業団の社会的責務を果たすべく、取組を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（高木 勝利） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、議員全員で構成する条例予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高木 勝利） 御異議なしと認めます。よって、本案については、議員全員で構成する条例予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は明7日の午後1時に開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時43分 散会

( 第 2 日 )

令和5年2月7日(火)

令和5年第1回福岡地区水道企業団議会定例会

議 事 日 程 ( 第 2 号 )

2月7日 午後0時15分 開議

第1 議案第1号ないし議案第5号

第2 議員提出議案第1号 福岡地区水道企業団議会の個人情報の保護に関する条例案

本日の会議に付した事件

- 1 日程第1
- 2 日程第2

出 席 議 員 ( 1 4 名 )

1 番	平	畑	雅	博
2 番	今	林	ひ	であき
3 番	松	野		隆
4 番	高	木	勝	利
5 番	阿	部	真	之助
6 番	田	中	た	かし
7 番	堀	内	徹	夫
8 番	藤	本	頭	憲
9 番	森		あ	やこ
10 番	高	原	良	視
11 番	金	堂	清	之
12 番	結	城	弘	明
13 番	阿	部	寛	治
15 番	堀	田		勉

欠 席 議 員 ( 1 名 )

14 番 神 谷 建 一

---

説明のため出席した者

企 業 長	中 村 貴 久
副 企 業 長	藤 田 英 隆
総 務 部 長	今 村 寛
施 設 部 長	佐 藤 浩

---

職務のため出席した事務局職員

議会事務局次長	玉 井 恵 美
書 記	山 田 浩 二

---

午後0時15分 開議

○議長（高木 勝利） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第1号ないし議案第5号、以上5件を一括して議題といたします。

この際、委員長の報告を求めます。条例予算特別委員会委員長、堀内徹夫議員。

○条例予算特別委員会委員長（堀内 徹夫）登壇 ただいま議題となっております議案第1号ないし議案第5号について、条例予算特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本委員会は、2月6日に設置され、その日の委員会において正副委員長の互選を行い、本日、付託を受けました5議案について、当局の詳細な説明を求め、鋭意、慎重に審査検討を重ねてまいりました結果、議案第1号ないし議案第4号については、いずれも原案どおり可決すべきものと決し、議案第5号については、承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程で特に論議され、意見、要望がありましたのは、次の諸点であります。

海水淡水化センター及び福岡導水施設では大きなエネルギーを使わざるを得ない。地球温暖化対策については、ハードルが高いと思うが、可能な限りチャレンジされたい。

福岡都市圏全体では水に余裕がない。海水淡水化センターは日量5万立方メートルの能力が必要であり、今後の更新について、しっかり取り組まれない。

海水淡水化センターの更新工事に当たっては、物資調達等の影響で滞ることがないよう進められたい。

企業団設立50周年を契機に、水の大切さを企業団から広く発信されたい。

事務処理のミスについては、組織として再発防止に努められたい。

以上で報告を終わります。

○議長（高木 勝利） 本案に対し討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高木 勝利） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高木 勝利） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高木 勝利） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高木 勝利） 全員賛成であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案承認であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（高木 勝利） 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

次に、日程第2、議員提出議案第1号 福岡地区水道企業団議会の個人情報保護に関する条例案を議題といたします。

本案については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高木 勝利) 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(高木 勝利) 賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、中村企業長から挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。中村企業長。

○企業長(中村 貴久) 登壇 閉会に当たりまして、私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まずは、本議会に上程しました全ての議案、また、新たな財政収支計画につきまして、全て御理解、御了承を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて、光陰矢のごとしと巷間言われますが、今日御参集の議員の皆様、そのほとんどの方が4年の任期を終えられることとなります。この4年間を振り返ったときに、企業団として一番大きな出来事というのは、長年のテーマであった水源開発、これが終わったということだと思っております。この五ヶ山ダムの完成、これで構成団体の皆様にお約束した全水量、協定水量が初めてお送りすることが可能になった。そういう意味で、企業団の職員にとっても本当に大きな出来事でした。

しかし、我々はやっぱり次のステップに向かっていく必要があると思っております。決して浮かれてはおりません。それは、この数回の議会でもずっとお話ししておりました、リスクをきっちり踏まえた上で安定供給に備えていくことだと考えております。

昨日も冒頭の御挨拶でお話ししましたが、警固断層をまたがる区間、これの二重化、耐震化、これも終えました。さらに、今日の委員会でも話題になっておりましたが、都市圏の生命線である海水淡水化センター、これの更新にも着手ができました。さらに、気候変動の影響を多分受けていると思っておりますが、筑後川の水質の変化、こういうことにもいち早く構成団体の皆様と情報を素早くやり取りして、そのような水質変化に円滑に速やかに対応するための仕組みづくり、必要なハードの導入、こういったも

のにもいち早く対応、着手できたと思っております。これもひとえに議員の皆様の御協力あってのことだと認識してございます。

企業団はこれから、50周年を迎えますが、100周年に向けて、今後もしっかり構成団体の皆様に対して水を送り続けることを、この場をお借りしてお約束申し上げたいと思っております。

議員の皆様におかれましても、それぞれのお立場の中でこの企業団がやっておりますこと、地味ではあるかもしれませんが、しっかり支えていただいて、その期待に我々がしっかりお応えする、そういう形の中で、次なる50年に我々はスタートを切っていきたいと考えております。本当にありがとうございました。

( 拍 手 )

○議長（高木 勝利）登壇 私どもの任期中、最後の定例会になるかと存じますので、今議会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

当企業団議会議員には、令和元年に、福岡市の推薦を受け、就任させていただきました。この4年間、議員として務めるとともに、令和3年の2月には皆様方の御推挙を賜り、議長の要職に就かせていただきました。その重責を果たすことができましたのも、ひとえに議員各位のお力添えのたまものであると心から感謝申し上げます。

議員在任中には、皆様と共に水源の開発や施設の耐震化・更新などに取り組み、特に令和2年度には五ヶ山ダムの運用が開始されるなど、企業団の設立49年の歴史に一步を刻むことができたのではないかと思っております。

一方、水道施設の老朽化や地震、豪雨等の自然災害への対応など、水道事業を取り巻く状況は日々変化を続けており、福岡都市圏の皆様にとって大切な水を安定して供給できるよう、より一層努力していく必要があると考えております。

今後とも、国、県、水資源機構等の関係機関と緊密な連携を図り、当企業団の使命であります福岡都市圏に対する水道用水の安定供給に万全を期されるようお願いいたします。

さて、来る4月の統一地方選挙に臨まれる議員の皆様におかれましては、ぜひ当選を果たされ、今後さらに福岡都市圏の発展のため、どうかますますの御指導とお力添えを賜りますよう心からお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。皆様大変お世話になりました。ありがとうございました。

( 拍 手 )

○議長（高木 勝利） 以上で、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

これをもって令和5年第1回福岡地区水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後0時26分 閉会

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会は、付託議案審査の結果、議案第1号ないし議案第4号については、いずれも原案どおり可決すべきものと決し、議案第5号については、承認すべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

令和5年2月7日

福岡地区水道企業団議会

議 長 高 木 勝 利 様

条例予算特別委員会

委 員 長 堀 内 徹 夫

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 高 木 勝 利

議 員 松 野 隆

議 員 結 城 弘 明